

株式会社ノーザンホースパーク ノーザンファームミックスセル業務規程

(遵守義務)

- 第 1 条 市場の運営を適正かつ円滑に行うため、販売者及び購買者を含む家畜取引に関わる全ての当事者(市場参加者を含む。)は、このノーザンファームミックスセル業務規程を遵守しなければならない。なお、本業務規程においては、販売(上場)申込者、上場者、落札による売渡当事者を総称して「販売者」という。

(家畜市場の位置)

- 第 2 条 株式会社ノーザンホースパーク(以下「開設者」という。)は、北海道苫小牧市美沢 1 1 4-7 ノーザンホースパーク内において、家畜市場(以下「市場」という。)を開設する。
- 2 開設者の事務所は、北海道勇払郡安平町早来源武 2 7 5 ノーザンファーム内に置き、市場開催中は市場内に置く。

(取り扱う家畜の種類)

- 第 3 条 市場において取り扱う家畜はサラブレッド当歳馬及び繁殖牝馬とする。

(上場家畜)

- 第 4 条 市場に上場する家畜(以下、「馬」という。)については、第 1 1 条第 5 項に定める瑕疵のうち同条に従って公表されなかったものを除き、開設者又は販売者による何らの保証もなく現状有姿のままで上場されるものとする。

(開場の期日及び時間)

- 第 5 条 開場の期日は 2 0 2 6 年 1 0 月 1 9 日及び 2 0 日(以下「開催日」という。)とし、開場の時間は午前 8 時から午後 6 時までとする。但し、開場時間内に馬の取引が終了しないときは、これを延長することができる。

(販売の申し込み)

- 第 6 条 販売の申込については開設者が定めた「ノーザンファームミックスセル販売申込要項」に従って行い、リザーブ価格並びに疾病及び悪癖等を記載した所定の書類を開設者へ提出しなければならない。
- 2 販売者は開催日に開設者から販売登録番号及び馬番号票の交付を受け、上場が決定した馬(以下「上場馬」という。)に馬番号票を着ける。
- 3 販売者は、繁殖牝馬の販売に関して何らかの特別な条件(フリーリターン特約、出生保証)等を付帯する場合は、販売申込書等の書面により開設者へ申し出る。但し、開設者はこれらの条件がせりの公正を欠く原因と成り得ると判断した場合は、せりの開始前までに販売者と協議の上、これを拒むことができる。
- 4 繁殖牝馬については共同所有の解消を目的とした販売申込をすることができる。この申請が承認された場合、購買登録のある共有者は当該馬のセリに購買者として参加することができる。
- 5 本業務規程により提出された書類において、販売者が所有者と異なる場合は、開設者は販売者を所有者とみなし、真実の所有者について何らの責任を負わない。
- 6 開設者は、公正且つ円滑な市場取引をすすめるにあたり諸般の事情を鑑み、特に必要と判断した場合は、当該販売申込者による販売の申し込みを拒絶することができる。

(購買の申し込み)

- 第 7 条** 購買を希望する者(以下「購買申込者」という。)は、開催日の 10 日前までに、所定の「購買申込書」またはセール公式サイトにて、住所、氏名(名称)及び電話番号等を開設者へ提出し、購買者登録を受けなければならない。
- 2 前項の手続きにおいて、開設者の裁量に基づいて特に必要と判断した場合は、第 25 条に規定する予納金の納付を求めることができる。
 - 3 開設者は、第 1 項及び第 2 項により市場での購買を認めた者(以下「購買登録者」という。)に購買者番号章を交付する。ただし、購買者登録の申込が第 13 条第 4 項に定めるオンラインによるせり参加の場合、開設者は、購買者番号章に代えて、購買者番号、ID 及びパスワードを記載した電子メールを購買者に送付する。
 - 4 購買者は前項に定める購買者番号章(オンラインによるせり参加の場合は ID 及びパスワード)を厳格に管理しなければならない。購買者番号章または ID 及びパスワードを用いて行われたせり上げ及びせり落とし等にかかる全ての法的責任は当該購買者が負うものとする。
 - 5 購買申込者が購買を第三者に依頼するときは、所定の委任状に記入のうえ、購買申込書と併せて開設者へ提出する。
 - 6 前項の場合において購買を委任された者は、その委任者が履行しなければならない義務及び債務を連帯して保証する。
 - 7 法人または任意団体が購買申込者の場合は、その法人の代表取締役又はその団体の代表者の記名(署名)をしなければならない。但し、開設者が認めた場合は、この限りでない。
 - 8 止むことを得ない理由により、第 1 項に定める期日までに第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 7 項の手続きを完了できなかった者にあっては、市場開催当日のせり開始時刻より 30 分以上前に開設者が認める保証人を立てた上で、第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 7 項の手続きを完了した場合には、登録が認められることがある。なお、開設者が特に認めた場合は、保証人を省くことができる。
 - 9 開設者は購買申込者について審査し、その判断により申し込みを受け付けないことができる。

(馬の繋留等)

- 第 8 条** 家畜伝染病予防法第 2 条、及び家畜伝染病予防法施行規則第 2 条の家畜伝染病に罹患していると診断された馬は市場に繋留してはならない。
- 2 上場馬は、開設者の指定する場所に繋留するものとする。
 - 3 家畜伝染病予防法第 2 条、及び家畜伝染病予防法施行規則第 2 条の家畜伝染病以外の疾病又は悪癖のため、他に危害を及ぼす恐れがあると認められる馬について、開設者から隔離又は移動要求がなされたときは、当該馬の管理者はこれに従わなければならない。

(上場馬の検査実施)

- 第 9 条** せり会場内に入厩している上場馬に対し、レントゲン検査、エコー検査及び内視鏡検査等の実施を求めることはできない。

(せり会場における馬の事故責任)

- 第 10 条** 開設者は、せりの開催期間中及びその前後の入厩期間中に、せり会場内及び関連施設内において馬に関連して生じたいかなる事故についても法的責任を負わない。

(取引開始前の公表)

第11条 取引開始前の公表事項は、せり名簿に記載された事項のほか、第5項に定める各事項とする。

- 2 販売者は、追加すべき事項がある場合及びせり名簿に記載されている事項について記載漏れ、誤記などを発見した場合は、せり開始前までに開設者に書面にて、追加・訂正を求めなければならない。
- 3 開設者は、前項の申出があったときは、せり台においてこれを追加・訂正しなければならない。
- 4 販売者は、公表された事項について事実と相違する点があった場合は、販売者の責任においてその一切を処理するものとする。
- 5 販売者から書面にて届出のあった以下各事項は、上場馬ごとに市場内に掲示してこれを公表するとともに、せり人(鑑定人)が取引開始前にその概要を読み上げるものとする。
 - ① 繁殖牝馬
 - (1) 悪癖(さく癖、旋回癖、熊癖)
 - ② 当歳馬
 - (1) 悪癖(さく癖、旋回癖、熊癖)
 - (2) 目の異常(白内障、黒内障、緑内障)、月盲
 - (3) 上気道疾患に対する外科手術歴
 - (4) 開腹手術歴
 - (5) 骨折に起因する外科手術歴
 - (6) 関節内骨関節疾患に対する外科手術歴
 - (7) 腱及び靱帯(支持靱帯)の切断もしくは切除手術歴
 - (8) 去勢

(取引の方法)

第12条 市場における馬の取引は全て売買であり、その売買はせり売りの方法によって行う。

(せり売りの方法)

第13条 馬は開設者の定める順序により、1頭ずつせり場に上場する。

- 2 せりの方法はせり上げを原則とし、事情によってはせり下げる場合もある。せり上げは100万円未満までは万単位ないしその整数倍、100万円以上からは10万円単位ないしその整数倍とする。
- 3 開設者が必要と認めた場合にあっては、実馬のせり場への上場に代えて当該馬の動画の映写等により市場への上場とみなすことができるものとする。開設者がかかる上場方法を実施しようとするときは、事前にその実施の旨及び実施内容を公表するものとする。
- 4 開設者が必要と認めた場合にあっては、購買登録者はオンラインによるせり参加ができるものとする。開設者がかかるせり参加方法を実施しようとするときは、事前にその実施の旨及び実施内容を公表するものとする。

(落札者の決定及び売買契約の成立)

- 第 14 条** せり人（鑑定人）は、最高せり上げ価格を呼びあげ、他にこれをこえる価格にせり上げる者がいないときは、槌を下ろし、最高価格を提示した者につき、直ちにその購買者番号及びせり落とし価格を呼びあげる。但し、最高価格がリザーブ価格に達しない場合は、かかる者は落札者とはならない。
- 2 前項の方法により、せり人（鑑定人）はリザーブ価格以上の最高価格の提示者をもって落札者と決定し、その時点をもって販売者と落札者との間に売買契約が成立する。
 - 3 落札者が決定したのちは、何人も異議を申し立てることはできない。
 - 4 落札者が決定したときは、落札者は、直ちに所定の売買確認書に署名するものとする。但し、せり落としが第 1 3 条第 4 項に定めるオンラインせりによる場合、かかる落札者は、売買確認書への署名に代えて、オンラインせりサイト上の売買確認画面において売買契約成立の確認を行うものとする。
 - 5 落札者と販売者は、かかる売買をさらに確認するため、別途所定の売買契約書に調印するものとする。ただし、双方が合意した場合は、前項の売買確認書への署名をもって、これに代えることができる。

(落札者の決定に係る紛争の処理)

- 第 15 条** 落札者の決定に係る紛争が生じた場合は、紛争当事者はせりの再開、再開する場合の価格の設定を含め、すべてせり人の裁定に従わなければならない。
- 2 せり人が紛争対象馬のせりの再開を裁定した場合は、紛争当事者のみが再開したせりに参加できる。但し、せり価格が紛争発生時点の価格を下回った場合は、すべての購買登録者が参加できるものとし、せり人はこの旨を宣言しなければならない。

(再せり売り)

- 第 16 条** 販売者は、上場馬につき落札が決定しなかったときは、再せり売り（以下「再上場」という。）することができる。
- 2 前項の規定により再上場しようとする者は、直ちにその旨を開設者に申し出るものとする。
 - 3 再上場における馬の上場順は、開設者が定める。

(代金の決済、所有権の移転及び危険負担)

- 第 17 条** 落札者は、当該せり市場最終日の翌日より 1 0 日以内にせり落とし価格に消費税を上乗せした金額（以下「売買代金」という。）を開設者の指定する銀行口座宛に振込の方法によって支払うものとする。但し、当該せり市場最終日の翌日より 1 0 日以内に売買代金の 5 0 % を支払い、残りの 5 0 % については翌年の 3 月末日までに支払うとの決済方法によることができる。なお、売買代金の決済は、日本国通貨（円）によるものとする。
- 2 第 2 6 条第 1 項（2）に定める販売手数料は、販売者が負担するものとし、開設者は落札者から受領した売買代金からかかる手数料を控除して徴収し、その残額を販売者に支払う。
 - 3 開設者は、前項の販売者への支払いについて、一切の責任を負うものではない。
 - 4 落札者が支払期日における売買代金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日より完済の日まで、年率 2 0 % の割合による遅延損害金を支払うものとする。なお、遅延損害金は、開設者の指定する銀行口座宛に振込の方法によって支払うものとする。

- 5 せり落とされた馬の所有権の移転については、次によるものとする。
- (1) 当歳馬
売買代金及び第26条第1項(4)に定める保険料のうち落札者負担部分が完済された時点をもって販売者から落札者に移転する。
 - (2) 繁殖牝馬
馬の引き渡しをもって販売者から落札者に移転する。
- 6 せり落とされた馬に関する危険負担については、次によるものとする。
- (1) 当歳馬
落札者決定(売買契約成立)の時点をもって、すべて販売者から落札者(購買者)に移転する。
 - (2) 繁殖牝馬
馬の引き渡しをもって販売者から落札者に移転する。
- 7 第6条第4項に定める共同所有解消販売対象馬については、これを当該馬の販売者である一共有者が競り落とした場合であっても、かかる共有者は、第1項に定める売買代金について、当該共有者が有する共有持分に相当する減額はこれを一切行うことなく、売買代金全額を支払決済しなければならない。第26条第1項(2)に定める販売手数料の支払い決済についても、これと同様とする。

(馬及び関係書類の引き渡し)

第18条 馬の引き渡しについては、次によるものとする。

- (1) 当歳馬
売買代金及び第26条第1項(4)に定める保険料のうち落札者負担部分の完済後に販売者と落札者が協議して決めた日時及び場所にて行うものとする。
 - (2) 繁殖牝馬
開設者が売買代金額の全額を受領後、その翌日から7日以内とし、販売者と落札者が協議して決めた日時及び場所にて行うものとする。
- 2 馬の引き渡し前の飼養管理料については以下のとおりとし、販売者は引き渡しを行うまでの間、当該馬の管理につき自己のものにおけるのと同じの注意義務を負うものとする。
- (1) 当歳馬
当該せり市場開催の翌年3月31日までは無償とする。但し、馬の医療費などの特別費用については上記にかかわらず常に落札者の負担とする。販売者(又は販売者から委託を受けた牧場等)が、当歳馬に関する上記各期日後も引き続き当該馬の飼養管理を継続する場合には、かかる各期日の翌日から当該馬の現実の引き渡し日までの期間における飼養管理は、これを有償とする。販売者と落札者は、上記各期日までに、かかる飼養管理に関する契約書を締結するものとする。
 - (2) 繁殖牝馬
第1項(2)の馬の引き渡しまでは無償とする。
- 3 当該馬が第1項の引き渡し期日前に家畜伝染病予防法第2条、14条、15条、32条による移動制限、又は家畜伝染病予防法施行規則第2条、15条による移動自粛が掛けられた場合、次のとおりとする。
- (1) 販売者は速やかに開設者及び落札者へ通知する。
 - (2) 当該馬の引き渡し期日を、移動制限又は移動自粛が解除されるまで延期する。
 - (3) 販売者は前号の引き渡しまでの間、当該馬の管理につき自己のものにおけるのと同じの注意義務を負うものとする。

4 関係書類の引き渡しについて

(1) 当歳馬

- ①開設者が販売者から血統登録証明書の提出を受けた場合、開設者は、売買取引成立馬にあつては、売買代金及び第26条第1項(4)に定める保険料のうち落札者負担部分の全額決済後に血統登録証明書を落札者に引き渡し、また主取馬にあつては、当該せり市場終了後速やかにこれを販売者に返還するものとする。ただし、「ノーザンファームミックスセール販売申込要項」において開設者が血統登録証明書の提出を猶予した場合、開設者は、販売者から血統登録証明書の提出を受けた後に、これを落札者に引き渡すこととする。

(2) 繁殖牝馬

- ①公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルが発行した登録証明書、及び受胎馬の場合における種付証明書の引き渡しは、開設者が売買代金額の全額を受領後、落札者へ引き渡す。
- ②繁殖登録を申請中のために、当該登録証明書の引き渡しができない場合は、当該登録証明書が発行され次第、速やかに開設者を通じて落札者へ引き渡す。

(引き取り前の獣医検査)

第19条 繁殖牝馬の落札者は自らの経費負担において、馬の引き取り前に獣医師による次の検査を行うことができる。

- (1) 受胎、又は不受胎の確認。
- (2) 繁殖機能の有無確認で、直腸検査やエコー検査による子宮及び卵巣の確認検査。

(契約の解除)

第20条 落札者又は販売者が、本業務規程又は個別の売買契約に違反したときは、法令又は当該契約に定めるところにより契約を解除することができる。

- 2 落札者は馬が次のいずれかに該当する場合は、それを証明する書面をもって開設者に速やかに申し出たうえで、販売者に対してその売買契約の解除を求めることができる。

(1) 当歳馬・繁殖牝馬共通

- ①落札者が、せり落とした馬について第11条に基づいて公表されなかった同条第5項に定める事項を発見し、当該取引終了の翌日から10日以内に、獣医診断書等を付した書面をもって開設者に届け出た場合。

(2) 繁殖牝馬

- ①第19条により受胎状況が公表事項と異なると診断された場合。但し、落札者が馬を引き取った後は、本号に基づく契約の解除はできない。
- ②多胎妊娠であることを証明できる場合。但し、第11条にて公表された場合は、この限りでない。
- ③受胎馬において、公表された最終種付月日に誤りがあった場合。
- ④受胎馬として売買された馬の当該産駒が、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルが行う登録検査において、登録を拒否された場合。但し、性別が判然としないために登録を拒否された場合は、この限りでない。
- ⑤引き取り前に子宮及び卵巣の欠如が証明できる場合。
- ⑥引き取り前に死亡した場合。

- 3 販売者は、落札者に次の事由が生じたときは、その売買契約の解除をすることができる。
- (1) 落札者が、第17条の支払期日までに開設者に売買代金額の全部又は一部を支払わなかった場合。
 - (2) 当歳馬にあっては、落札者が第17条の支払期日までに開設者に第26条第1項(4)に定める保険料の全部又は一部を支払わなかった場合。
 - (3) 落札者が、第18条第1項の引き渡し期日までに馬を引き取らなかった場合。
 - (4) 破産、民事再生、会社更生、その他これに類似する法的手続の申し立てがあった場合、または解散決議がなされ、もしくは清算が開始された場合。
 - (5) 支払い停止に至った場合、または銀行取引停止処分を受けた場合。
- 4 馬の引き渡し前に、第2項において落札者から売買契約の解除の申し出があった場合は、開設者は予め販売者に通告の上、その最終結論が出るまでの間、引き渡し期日を延期することができる。なお、この場合であっても落札者は、第17条の支払期日までに売買代金額を開設者へ支払わなければならないが、開設者においては、最終結論がでるまで販売者に対する精算代金の支払いを留保する。また、その間販売者は、当該馬について自己のものにおけるのと同じの注意義務を負うものとする。
- 5 馬の引き渡し後に、第1項、第2項、第3項に基づき売買契約が解除された場合は、落札者が販売者に対して当該馬を引き渡す義務を負う。また、契約解除後に販売者に引き渡す前に当該馬に生じた事由(死亡を含む)は、全て落札者の責任とする。
- 6 本条において売買契約が解除されたときは、その日から5日以内に、馬及び売買代金額の全額、並びに引き渡しがあった関係書類を、開設者を通じて相手方に返還しなければならない。但し、その間売買代金額に対する利息は付さない。

(瑕疵担保責任)

- 第21条 落札者は、せり落とした馬の瑕疵等に関し、別に本業務規程に定める場合を除き、販売者及び開設者に対し、何らの請求をすることができず、何らの異議も申し立てることはできない。

(取引終了後の公表)

- 第22条 開設者は、開催日の翌日までに次の事項を事務所内に掲示して公表する。
- (1) 上場馬の区分及び性別上場頭数
 - (2) 前号の区分による取引成立頭数
 - (3) 前号の区分による馬の最高、最低及び平均取引価格

(市場業務執行係員)

- 第23条 この市場は、開設者がその業務を執行する。せり人(鑑定人)、獣医師、市場係員は、開設者の職員又は開設者が指定もしくは依頼した者とする。

(市場業務執行係員の責務)

- 第24条 せり人(鑑定人)は次の行為をしてはならない。
- (1) 販売者又は購買者と通謀して正常な取引を阻害し、又はこれらの者をして談合、その他の不正な行為をさせること。
 - (2) その職務に関して、販売者又は購買者からの金品その他の利益を受けること。
 - (3) 売買の当事者となること。
 - (4) 故意にせり落とさせないこと。
 - (5) 一般に通用しない符丁その他の方法で価格を呼びあげること。
 - (6) リザーブ価格書に記載されたリザーブ価格を他にもらすこと。

(予納金)

- 第 25 条** 第 7 条第 2 項に定める予納金の額は、①購買者の購買予定頭数及び購買予定単価から算出される購買予定額の 50%相当額、又は②2,000 万円のうち、いずれか開設者の判断によるものとする。また、その予納金の納付は、購買者登録前に、日本円で開設者指定口座に振り込むものとする。なお、納付された予納金は無利息とする。
- 2 予納金を納付した購買者は、原則として予納金の額面金額の倍額に至るまでせり売りに参加することができる。
 - 3 予納金は、当該せり市場最終日の翌日に売買代金の全部又は一部に充当されるものとする。また、第 2 7 条第 1 項に定める違約金が発生した場合においても、予納金は違約金の全部もしくは一部として充当される。但し、購買者が複数の馬をせり落とした場合には、予納金は、それぞれのせり落とし価格に応じ売買代金又は違約金に按分充当されるものとする。
 - 4 購買者が、当該せり市場において自己がせり落としたすべての馬に係る売買代金又は違約金の支払い（充当を含む。）を完了した後、なお予納金に残余が生じた場合は、開設者から購買者に対して遅滞なく返還されるものとする。

(徴収料金)

- 第 26 条** 徴収料金の種類及び金額は次のとおりとする。なお、一度納入されたものについては、いかなる場合においても返還しない。
- (1) 販売申込金 1 頭につき 10 万円に消費税を上乗せした金額とし、第 6 条に定める販売の申し込み時に販売（上場）申込者が納入する。
 - (2) 販売手数料 販売者負担とし、せり落とし価格の 5%に消費税を上乗せした金額とする（売買代金より差引徴収）。
 - (3) 主取手数料 主取馬の販売者負担とし、リザーブ価格の 3%とする（消費税含む）。
 - (4) ノーザンファームミックスセール市場総合保険料
当歳馬については売買代金に対して販売者 3.5%、落札者 2.2%の割合による負担とする。
 - (5) 欠場違約金 販売申込書に記載されたりザーブ価格の 30%。但し、最低 30 万円とし、欠場が確定した日から 5 日以内に販売者が納入する。
- 2 前項（3）の手手数料は、当該せり市場最終日の翌日から 10 日以内に納入する。
 - 3 上場馬が次に該当する場合で、開設者が認めた獣医師による診断書を開設者に提出した場合に限り、第 1 項（5）の欠場違約金は免除される。
 - (1) 販売申し込み後の検査により、上場馬の受胎状況が申し込み時と異なることが判明した場合。
 - (2) 重度の疾病、又は負傷等のため上場が困難である場合。
 - (3) 死亡した場合。
 - 4 第 20 条により馬の引き渡し前に契約が解除された場合には、販売者よりリザーブ価格表に記載された金額の 2%を徴収する。

(契約違反の場合の措置)

- 第 27 条** 落札者がその馬に係る売買契約に違反し、同契約が解除された場合は、違約金として売買代金の 50%に相当する金額を開設者に納付しなければならない。但し、当歳馬については、開設者はすでに受領済みの売買代金の 50%相当額をもって上記違約金に充当することができる。
- 2 徴収した違約金は、当該馬の販売者に支払う。

(落札馬の保険加入)

- 第 28 条** 落札された当歳馬については、開設者が、売買代金に対して販売者 3.5 %、落札者 2.2 %の保険料の負担をもって、ノーザンファームミックスセール市場総合保険に加入するものとし、売買代金全額をその保険加入額とする。
- 2 保険料については、落札者負担部分にあつては、初回の売買代金支払期日において落札者が売買代金に付加して支払うものとし、販売者負担部分にあつては開設者が販売者に対して売買代金を支払う際に控除することによって決済する。
- 3 当歳馬の保険事故の発生に伴う保険金は、保険事故が死亡又は競走能力喪失の場合には、まず開設者が当該馬の所有者に代わって受領した上で、これを当該馬の所有者に支払う。その時点において落札者がすでに売買代金の全部又は一部を支払済みである場合には開設者において適宜その精算を行い、既払分と未払分の割合比率に従いこれを按分して販売者と当該馬の所有者それぞれに支払う。また、手術費用特約が適用になる場合には、まず開設者が手術保険金全額を受領し、その医療費負担者に支払う。

(市場内における秩序の維持に関する事項)

- 第 29 条** 開設者は、次のいずれかに該当する者に対し、入場を禁じ又は退場を命ずることがある。
- (1) 本業務規程に違反した者
 - (2) 売買の成立していない馬について、虚偽の風説を流布した者
 - (3) 市場の業務を妨害し、又は秩序を乱した者、もしくはその恐れのある者
 - (4) 故意に市場の施設を毀損し、又は馬に危害を加えた者、もしくはその恐れのある者
 - (5) 市場係員の指示に従わない者

(仲立業者)

- 第 30 条** この市場において仲立業者の営業を認めない。

(管轄裁判所)

- 第 31 条** 市場における取引に係る紛争が生じたときは、札幌地方裁判所を管轄裁判所とする。

(施行期日)

- 第 32 条** 本業務規程は、2026年8月1日から施行する。